

■ PBシステム「年末調整」のポイント

11月半ばを過ぎ年末調整業務が本格化してまいりました。

今回より、PBシステムの年末調整操作において毎年お問い合わせの多いポイントをご案内してまいります。

源泉徴収簿入力

～ 年末調整控除タブ「配偶者情報」について

配偶者情報

配偶者	<input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	<A>
配偶者氏名	中野 花子	
配偶者生年月日	昭和55年5月1日	
配偶者合計所得	<input type="text"/> 円	
源泉控除対象配偶者	<input type="radio"/> 非該当 <input type="radio"/> 該当	<C>

●●● <A↔B> 配偶者「あり」とした場合の配偶者合計所得

【<A>配偶者】を[あり]としている社員では、【配偶者合計所得】欄に入力する金額、ならびに本人の合計所得金額にもとづいて「配偶者(特別)控除」が算出されます。

よって、配偶者[あり]としている社員では正確な配偶者合計所得を入力する必要があります。([なし]の場合は入力不可)

◇ポイント

配偶者(特別)控除から外れる額の所得があるにも関わらず【配偶者合計所得】の入力を「0円」と省略した場合は、配偶者控除＝38万円が算出されてしまいます。

よって、以下の①②いずれにも該当する場合は、【<A>配偶者】を[なし]とする運用をお勧めします。

- ① 配偶者(特別)控除には該当しない
- ② 正確な配偶者合計所得が分からない

※ただし、配偶者[なし]とした場合には、PBシステムで配偶者のマイナンバー(個人番号)の管理ができません。

●●● <C> 源泉控除対象配偶者とは？

	適用条件	PBシステムの動作
源泉控除対象配偶者 【該当】	配偶者所得＝95万円以下 本人の所得＝900万円以下	毎月の給与・賞与計算の扶養控除計算において、「1名分」とカウントされる 年末調整の控除計算とは直接関連しない

◇ポイント

源泉控除対象配偶者は毎月の給与計算に関わる設定です。

該当/非該当のいずれであっても、【配偶者合計所得】に入力した金額をもとに年末調整の配偶者(特別)控除が計算されます。